

企画名：市販国産鶏卵のネオニコチノイド系農薬残留分析

団体名：一般社団法人 農民連食品分析センター

## 1. 報告要旨

2017年、EU諸国をはじめ諸外国で、鶏卵や鶏肉、その加工食品が、鶏舎内での使用が認められていない殺虫剤フィプロニルで、汚染されている事件が発覚した。日本の厚生労働省は、輸入食品については、この事件の影響を受けたものは国内への流通はないことを報告しているが、一方、国産の鶏卵関連製品については、具体的な情報を提供していなかった。

消費者などから、国産鶏卵での状況を知りたいという要望が寄せられていたため、本助成を受け、国内で市販される鶏卵50商品を、25都県（青森県4、岩手県2、秋田県1、山形県1、福島県3、茨城県4、栃木県1、群馬県2、埼玉県1、千葉県4、東京都1、神奈川県2、新潟県2、長野県2、岐阜県1、静岡県4、愛知県2、三重県1、兵庫県2、岡山県1、広島県2、山口県1、福岡県2、熊本県2、鹿児島県2）から購入し、LC/MS/MS法による残留農薬検査を実施した。検査対象とした農薬成分は、事件の中心であるフィプロニルをはじめネオニコチノイド系農薬7剤（アセタミプリド、イミダクロプリド、クロチアニジン、ジノテフラン、スルホキサフロル、チアクロプリド、チアメトキサム）を含む、殺虫剤32成分、殺菌剤24成分、除草剤57成分、成長調整剤3成分とした。その結果、フィプロニルおよびネオニコチノイド系農薬が検出される鶏卵は見つからなかった。殺虫剤のスピノサドが検出された鶏卵が4商品、殺虫剤のジフルベンズロンが検出された鶏卵が1商品確認された。いずれも残留基準値以内であった。

EU諸国などで発覚したフィプロニルの残留は、鶏舎の防除を引き受ける会社が、こっそりと不適切な使用を行ったことが原因であることが伝えられている。本調査の結果からは、フィプロニルの検出は認められなかったことからある一定水準で、日本国内では適正管理が行われていると判断できる結果が得られたと考える。スピノサドやジフルベンズロンの検出理由については、飼料由来の可能性が高い。これについては、別途、日本に流通される飼料類の残留農薬検査から、関係性を追跡していく必要があると考えられる。

現在、本調査結果は、調査・資料として、学会への投稿作業を進めている。

## 2. 成果物

1. [日本食品衛生学会](#)に「調査・報告」枠で投稿・査読中